

## 保健福祉事務所での陽性者フォローアップの手順

肝炎ウイルス検査での陽性者に対し、精密検査の受診勧奨、その後の経過観察や治療状況等の確認を下記のフローチャートにより行い、医療機関の未受診あるいは受療中断の防止を図る。

### 1 対象者の把握

- (1) 保健所が行う肝炎ウイルス検査により、陽性と判定された者
- (2) 初回精密検査・定期検査の検査費用の請求により把握した陽性者  
(ただし、市町村の健康増進事業による肝炎ウイルス検診で陽性と判定された者を除く)
- (3) その他希望する者で、県が認めた者

### 2 フォローアップの意向確認

- (1) の陽性者に対し、医療機関への受診勧奨
- (2)(3) の対象者は肝炎ウイルス検査結果書の確認  
陽性者フォローアップ事業の周知、参加意向の確認。  
同意書(様式1)により、本人の同意を得る。  
精密検査の受診状況の確認(様式2)

台帳管理  
保健所においてシ  
ステム上で同意者  
の入力

必要に応じて市町  
村への情報提供

同意を得た者に対して実施

### 3 フォローアップの実施

医療機関での精密検査受診までは適宜実施  
経過観察の者等に対しては、年1回程度調査票を送付し、受診状況等の確認

